



行田市行財政集中改革プラン2022

～ニューノーマルを実現する新しい市役所へアップデート～

令和4年3月 行田市

行財政集中改革プラン2022 目次

序章

行財政集中改革プランの策定の趣旨及び背景

I	行財政集中改革プラン策定の趣旨	1
II	行財政集中改革プランの位置づけと計画期間	2
III	行財政集中改革プランの管理・推進体制	4
IV	本市を取り巻く現状と課題	5
1	人口推移と人口比率の変化	5
2	財政状況	6
3	公共施設の現状	10
4	職員数の現状	11
V	自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	12

第1章

行財政集中改革ビジョン

VI	「新しい市役所」の実現に向けた行財政集中改革ビジョン	13
----	----------------------------	----

第2章

行財政集中改革アクションプラン

VII	行財政集中改革アクションプランの改革項目	14
	第1の柱 スマート自治体への転換による市民サービスの向上	16
	第2の柱 民間活力等の活用や協働の推進	21
	第3の柱 市役所風土変革による効率的・効果的な行政運営	26
	第4の柱 持続可能な財政運営の実現	32

序章 行財政集中改革プランの策定の趣旨及び背景

I 行財政集中改革プラン策定の趣旨

- 市では、昭和61年から平成25年度までの間、3次に渡る「行田市行政改革大綱」に基づき、社会経済情勢の変化に合わせた行財政改革の取組みを進めてきました。
- 平成26年度からは、令和2年度までの7年間を計画期間とする「行田市行財政改革指針」及び「行田市行財政改革プログラム」に基づき、「行政力の向上」、「財政力の向上」、「組織力の向上」、「地域力の向上」及び「市民満足度の向上」の5つの基本方針を柱とし、幅広い分野において取組みを進めた結果、一定の成果を上げてきたところです。
- しかしながら、本市の人口は平成12年（2000年）をピークに減少し続け、これに伴って歳入の根幹である市税収入も減少を続けています。一方、歳出については人件費や公債費の抑制に努めているものの、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加は著しく、義務的経費※1全体としても増加の一途を辿っています。さらに今後は、有利な起債である合併特例債※2の発行期間が終了することや公共施設の老朽化に伴う更新に莫大な経費を要することなど課題は山積しており、本市の財政状況は今後さらに厳しさを増すことが予想されます。
- さらに、近年激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症等未曾有の国難ともいえる事態への対応の他、情報通信分野におけるIoTやAI技術等の先端技術を取り入れ、経済発展と社会課題の解決を両立していく新たな社会である「Society5.0」※3への対応や持続可能な開発目標であるSDGsの推進、さらにはゼロカーボンシティ※4実現に向けた気候変動対策等、社会情勢の変化に伴う新たな課題に直面しています。
- こうした複雑化する行政課題や多様化する市民ニーズに対して、限られた財源と職員で迅速に対応し、質の高い行政サービスを持続的・安定的に提供していくためには、これまで取り組んできた行財政改革に加えて、新たな視点や考え方を取り入れたドラスティックな改革にスピード感を持って取り組むことが求められています。
- そこで、今回の新たな計画では、これまで行ってきた歳入確保や歳出削減の取組みを継承しつつ、幅広い分野においてAI等の先端デジタル技術を活用することにより、市民満足度や業務効率の飛躍的な向上を図る取組みを短期間で集中的に実施する「行財政集中改革プラン」を策定しました。
- 今後は、職員一人一人が本プランに掲げるビジョンを共有するとともに「社会経済活動の変化を敏感に感じ取り、市民の期待に即応できる市役所へ変容を遂げていく」という強い使命感を持ちながら、新たな時代に即した行財政改革の歩みを着実に進めます。

※1 歳出のうち、その支出が法令などで義務付けられている経費として、人件費（報酬、給与など）、扶助費（生活保護費など）、公債費（地方債の元利償還金）をいう。

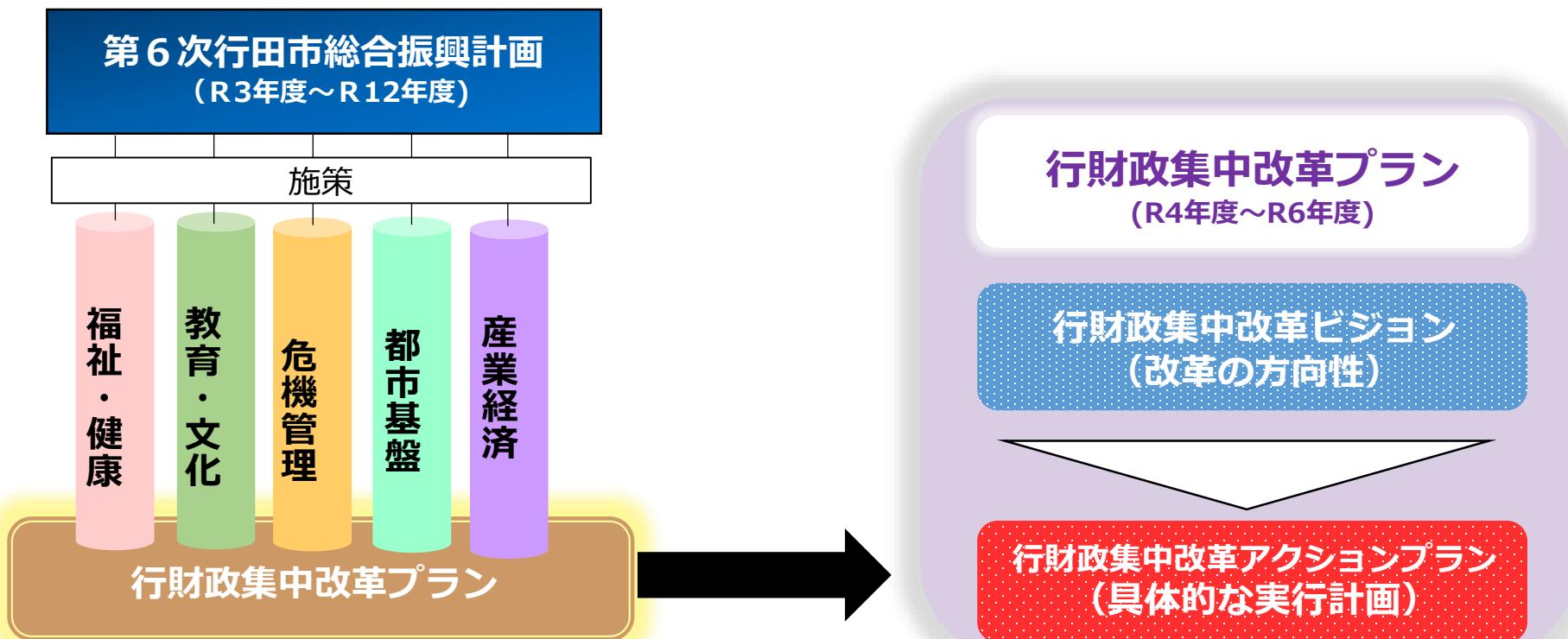
※2 合併した市町村が新しいまちづくりに必要な事業に対する財源として、「新市建設計画」に基づき、借り入れができる地方債のこと。事業費の95%まで借り入れでき、毎年度返済する元利償還金の70%が普通交付税によって措置されるため、有利な財源とされている。

※3 サイバースペースとフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。狩猟社会（1.0）、農耕社会（2.0）、工業社会（3.0）、情報社会（4.0）に続く、新たな社会。

※4 2050年にCO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目指すことを首長自らが又は地方自治体として公表した自治体のこと。本市では令和4年1月に市長が「ゼロカーボンシティ宣言」を行った。

Ⅱ 行財政集中改革プランの位置づけと計画期間

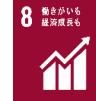
- 行財政集中改革プランは、市の最上位計画である第6次行田市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）に基づく個別計画の一つで、総合振興計画の「計画の推進」のうち「政策2 効率的で持続可能な行財政運営」を具現化するものです。
- 本プランの策定とここに位置付けた取組みの推進は、総合振興計画に掲げる様々な施策を効率的に達成するための手段となるものであり、行財政改革実施による目指すべき姿を示した「行財政集中改革ビジョン」と、そのビジョンを実現するための戦略的な実行計画として、具体的な改革項目を定めた「行財政集中改革アクションプラン」により構成しています。また、アクションプランには、各取組みの内容と併せてSDGsの理念を広く共有するため、17の開発目標のうち関連するアイコンを表示しています。
- なお、本プランを実効性のある計画とするため、計画期間は令和4年度から令和6年度までの3年間とし、短期間に集中的に取り組むこととします。



S D G s (持続可能な開発目標、 Sustainable Development Goals) とは

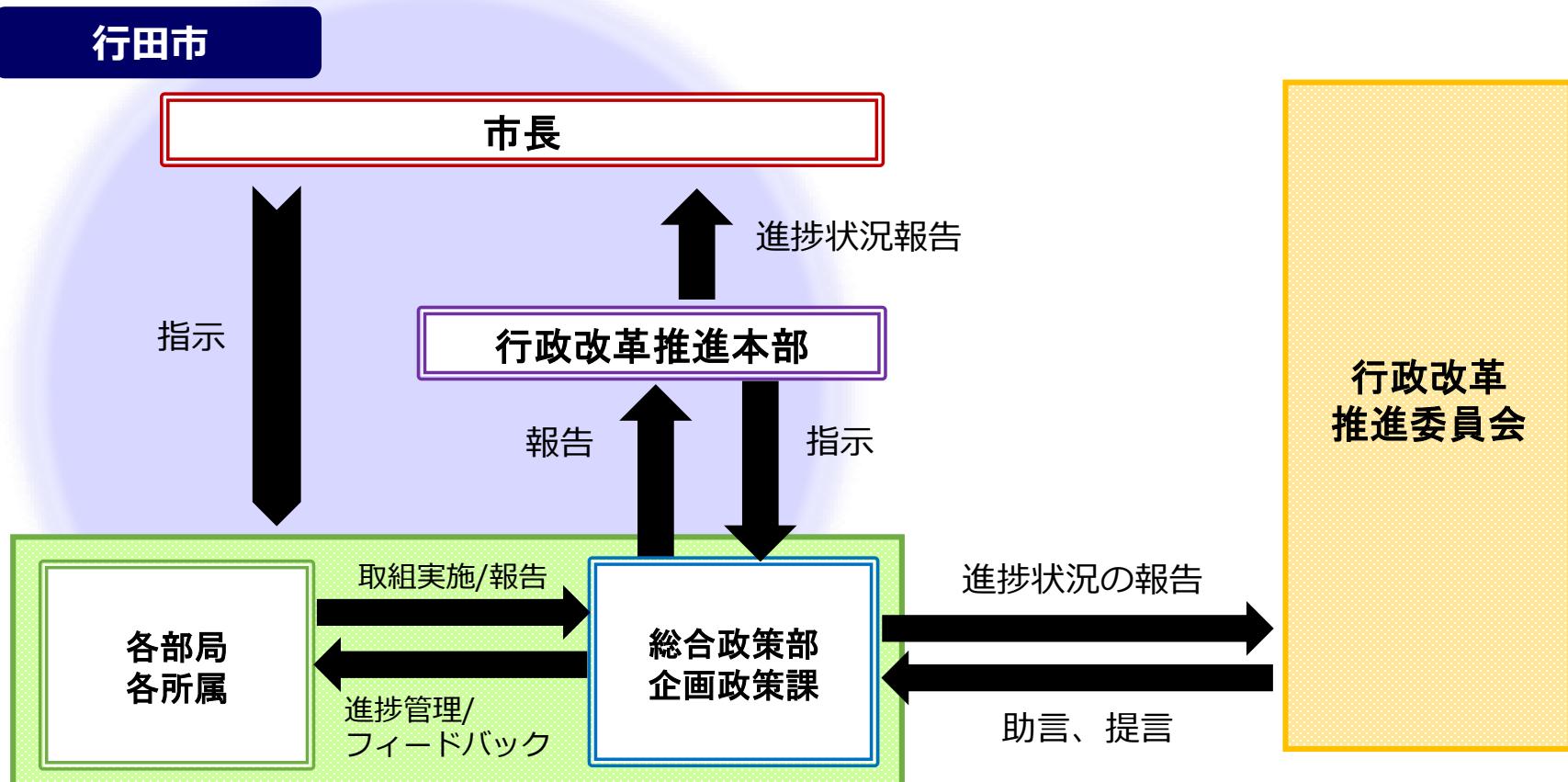
- SDG sは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された2030年（令和12年）を目標年とする「持続可能な開発目標」で、17のゴールと169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、全ての国々の共通目標となっています。
- 国では、2016年（平成28年）5月にSDGs推進本部を設置し、地方自治体や企業などの各ステークホルダーと連携したプラットフォームの設立など、全国における多様なSDGs実現のための取組みを推進しています。
- 本市では、これまで実施してきた様々な施策や取組みの多くは、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念や方向性と軌を一にしていることから、この行財政集中改革プランにおいても、アクションプランを構成する取組項目に関係のあるSDGsのアイコンを表示することで、SDGsの理念を市民と広く共有しつつ、持続可能な行財政運営の実現に向けて取り組むこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

 目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	 目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	 目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
 目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る	 目標10[不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する
 目標11[持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	 目標12[持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する
 目標13[気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	 目標14[海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 目標15[陸上資源] 地域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	 目標16[平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 目標17[実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	[出典]持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組（外務省）

III 行財政集中改革プランの管理・推進体制

- 本プランの進行管理については、各取組みの進捗状況を行政改革の主管課である総合政策部企画政策課が毎年度とりまとめ、各種団体の代表者、学識経験者及び公募の市民で構成する「行政改革推進委員会」に対して報告し、多様な視点から助言・提言を受けるものとします。
- 庁内においては、副市長を本部長とする行政改革推進本部で進捗状況を把握するとともに、進捗管理の過程において課題が生じた場合は、改善に向けた検討を行い、それらを市長に報告した上で、全庁一丸となって取組みを推進していきます。
- なお、本プランの毎年度の進捗状況は市ホームページ等で公表します。

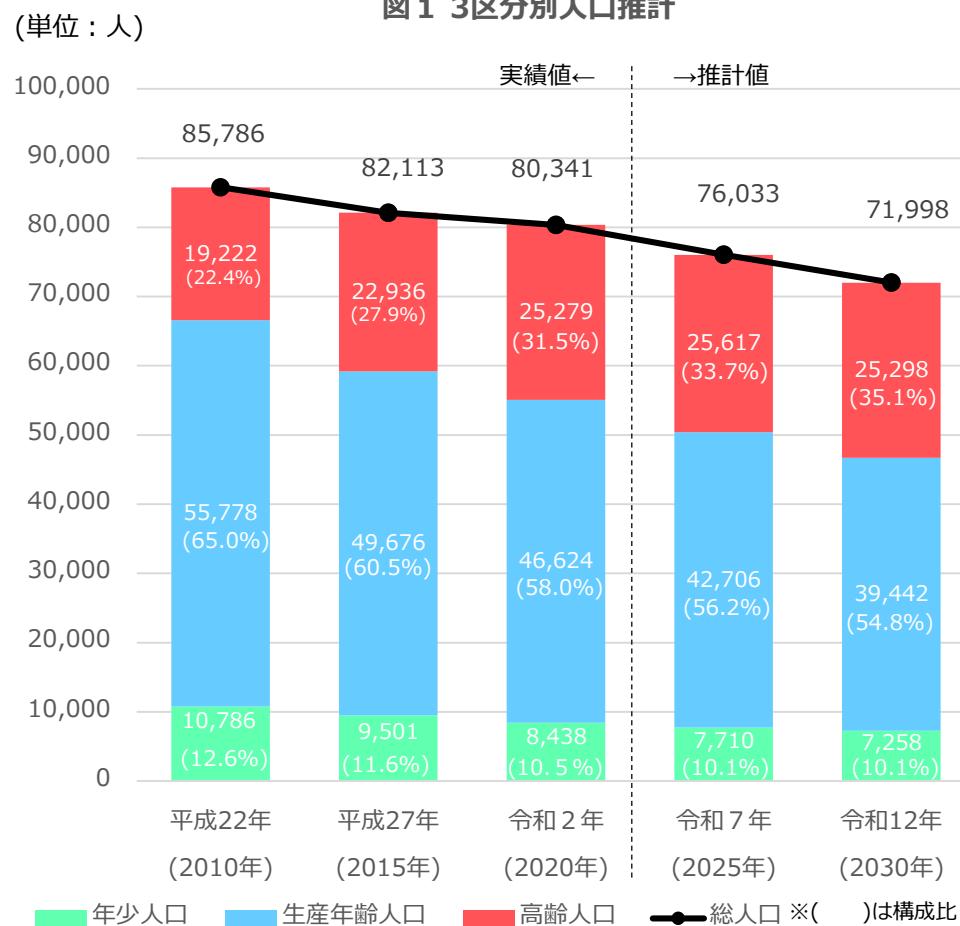


IV 本市を取り巻く現状と課題

1 人口推移と人口比率の変化

- 市の人口は、平成12年（2000年）の90,530人をピークに減少が続いている。令和2年（2020年）の住民基本台帳人口は80,341人となっています。
- 国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和12年（2030年）の市の人口は68,393人になると推計されていますが、総合振興計画では、目指すべき将来都市像に向けて様々な施策を推進することにより人口減少の割合を緩和し、令和12年に約72,000人の人口を目指す（市独自に推計）としており、その場合の年少人口※5、生産年齢人口※6、高齢人口※7はそれぞれ7,258人（10.1%）、39,442人（54.8%）、25,298人（35.1%）になると見込まれています。
- この将来人口推計を踏まえると、総人口の減少、特に生産年齢人口の減少に伴い、個人市民税の更なる減収が予測される一方で、少子高齢化等により扶助費は増加が続き、今後も厳しい財政状況が続くことが予測されます。

図1 3区分別人口推計



* 平成22年及び平成27年は国勢調査人口を示している。令和2年は国勢調査人口が確定していないため、住民基本台帳人口としている。

※5 人口統計で、0歳から14歳までの人口。

※6 15歳以上65歳未満の人口。

※7 65歳以上の人口。

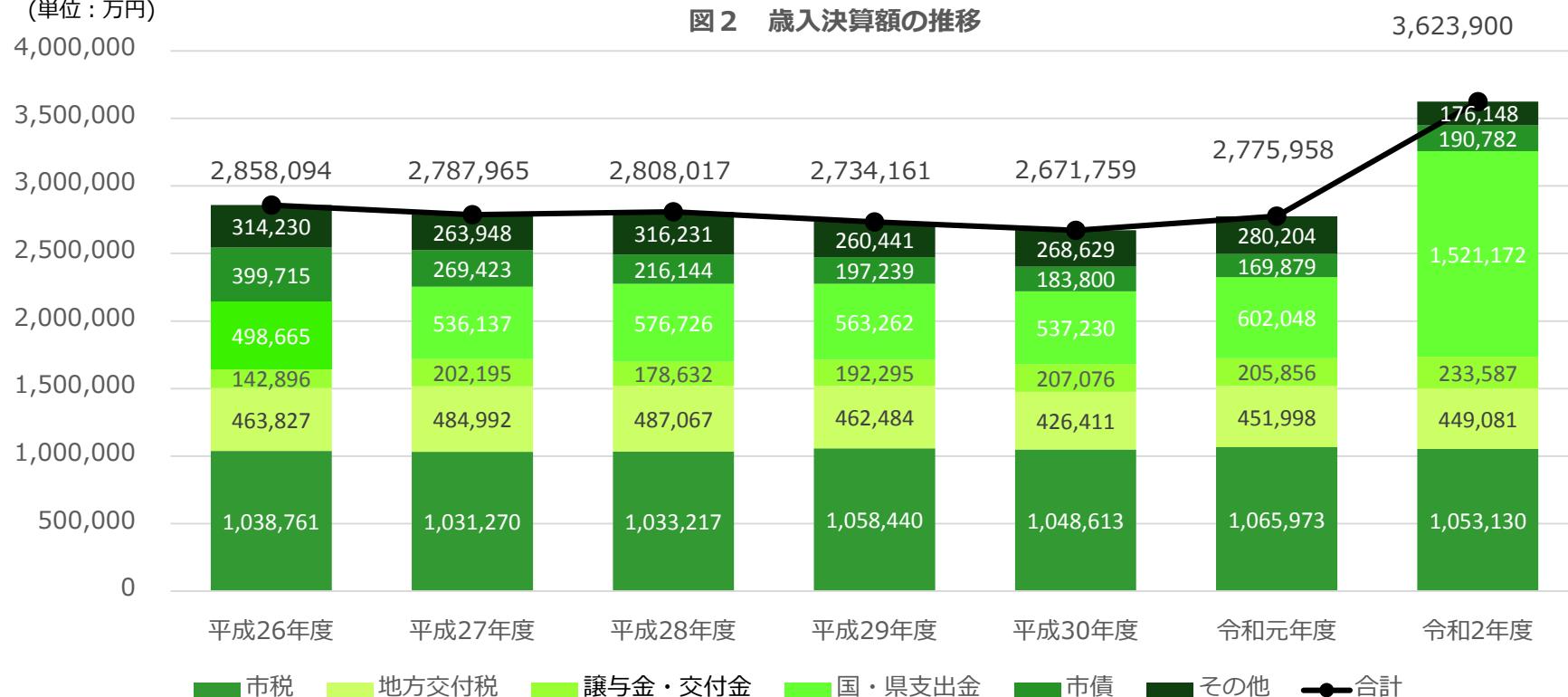
2 財政状況

(1) 歳入の状況

- ◆ 歳入総額は、平成30年度まで減少傾向が続いていましたが、令和元年度は幼児教育・保育の無償化など制度改正などの影響により増加に転じ、令和2年度には特別定額給付金をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策により、国庫支出金が大幅に増加し、総額で362億4000万円となりました。こうした近年の特殊要因を除けば財政規模は減少傾向が続いている。
- ◆ 歳入の根幹である市税については、100億円を超える水準で推移しており、市税の約40%を占める個人市民税については、現在のところ緩やかに上昇していますが、中長期的には人口減少の影響等により減少していくことが見込まれています。

(単位：万円)

図2 歳入決算額の推移

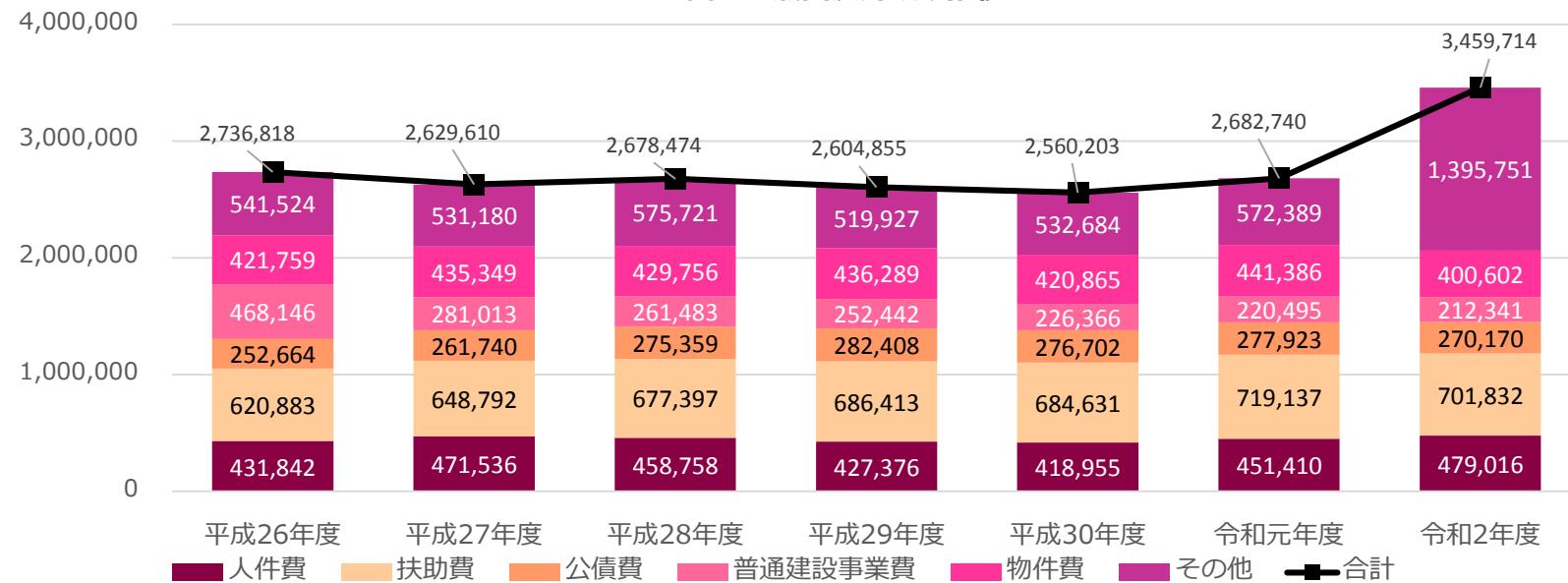


(2) 岁出の状況

- ◆ 財政規模は、歳入に併せて縮小傾向にあります。令和元年度は定年退職者が多かったことや選挙関係経費の増加により人件費が、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応により、その他経費が一時的に増加しています。なお、令和2年度に人件費が増加していますが、これは会計年度任用職員制度の新設により、臨時の任用職員の賃金の費目が「報酬」に変更になったことから、物件費から人件費として計上したことによるものです。
- ◆ 合併特例期間の終了を見据え、歳出全般の見直しを進めてきましたが、一方で生活保護費や障害者福祉費などの扶助費^{※8}についてみると、平成26年度から7年間で13%増の70億円台にまで膨らんでいます。なお、令和2年度は減少に転じていますが、その要因は、新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス利用控えなど一時的なものであると考えられます。
- ◆ 経常的な経費^{※9}が増加する中、普通建設事業費^{※10}に振り向けられる財源は限られており、その規模は縮小傾向にありますが、公共施設やインフラの老朽化に伴い、設備改修工事や修繕工事などが増加しています。

(単位：万円)

図3 岁出決算額の推移



※8 社会保障制度の一環として、生活保護法、児童手当法などの法令に基づく生活保護費や児童手当などの支給、地方公共団体が単独で行う各種支援に要する経費。

※9 人件費、扶助費（生活保護費、児童福祉費、老人福祉費）、公債費のように制度上、支出が義務付けられ、任意に削減できない経費。

※10 道路、橋梁、学校、庁舎等の公共施設の建設事業等に要する経費。

(3) 財政指標の推移

① 経常収支比率

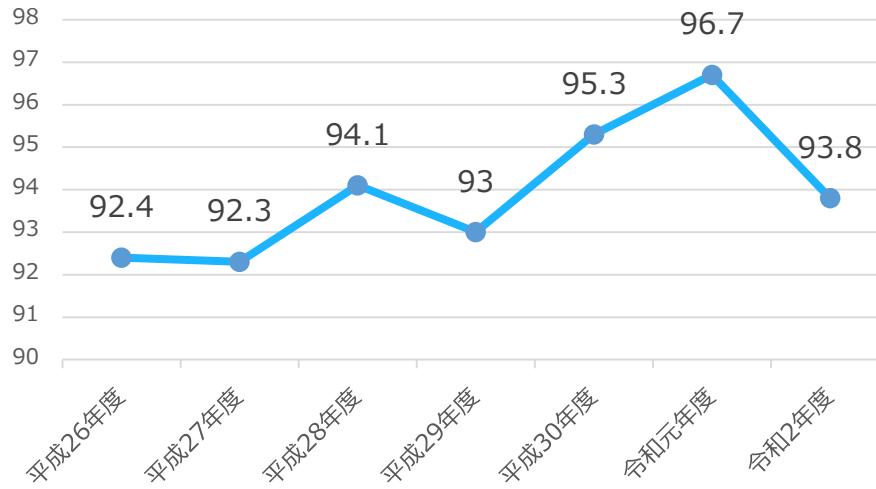
- ◆ 経常収支比率とは、毎年度経常的に収入される一般財源（地方税や地方交付税など）が、毎年度経常的に必要となる経費（人件費、公債費※11、扶助費など）にどの程度費やされているかを表す指標で、この数値が高いほど「財政構造が硬直化している」といわれ、臨時的な経費や新たな事業に回せる財源が少ない状態を示しています。
- ◆ 本市の経常収支比率は、90%を超える高い水準で推移しており、平成30年度、令和元年度は95%を超え、財政構造の硬直化が深刻な状態となっています。
- ◆ なお、令和2年度の比率低下は、新型コロナウイルス感染症の影響による事務事業の中止などに伴う一時的なもので、令和3年度以降は再び上昇に転じることが見込まれています。

② 将来負担比率

- ◆ 将来負担比率とは、地方公共団体の標準財政規模※12に対して、将来負担すべき実施的な負債の割合がどの程度あるのかを示す指標で、比率が低いほど将来の負担が少ない状況を示しています。
- ◆ 本市では、市債残高削減の取組みにより、年々低下していますが、合併特例債の発行期限（令和5年度）が迫る中、公共施設やインフラの老朽化対策が本格化しており、中長期的には比率の上昇が見込まれます。

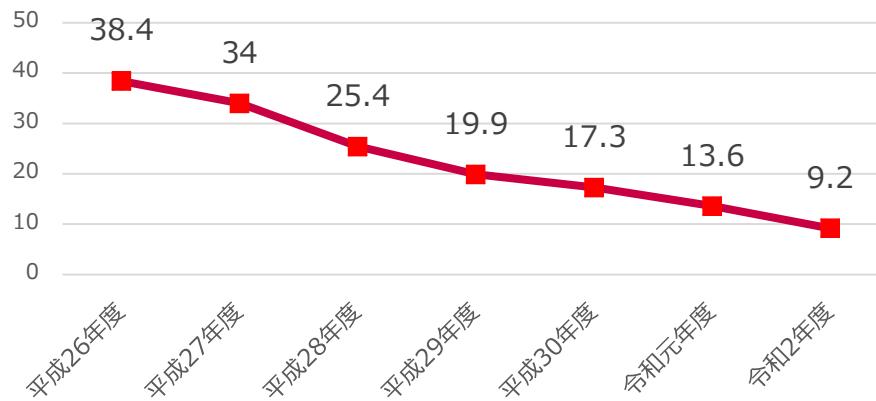
(単位：%)

図4 経常収支比率の推移



(単位：%)

図5 将来負担比率の推移



※11 地方公共団体が発行した地方債（長期の借入金）の元金の返済や利子の支払いなど。

※12 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

序章 行財政集中改革プランの策定の趣旨及び背景

(4) 財政推計

この財政推計は、本プランの前提となる財政見通しを明らかにし、その収支赤字額を本プランの取組全体の財政効果額の目標値とするために作成したものです。推計に当たっては、令和3年8月現在の制度に基づき、令和3年度の当初予算に直近の予算執行状況を加味した金額を基点とし、行財政3カ年実施計画や新市建設計画※13など他の計画における数値を踏まえて試算を行っています。

- ◆ 歳入については、歳出における扶助費の増加に伴い、国県支出金等の特定財源が増加する影響で拡大するものと見込んでいますが、用途が特定されていない一般財源に限ると、新型コロナウイルス感染症の影響による減収が令和4年度には一定程度回復するものの、令和5年度以降は人口減少や高齢化の進展等により再び減少に転じることが見込まれます。
- ◆ 歳出についても拡大する見込みですが、これは扶助費の増加が主な要因となっており、人件費や公債費といった他の歳出の削減を前提としなければ財政運営が成り立たない状況にあります。
- ◆ この状況を踏まえると事務事業の抜本的な見直しを行わなければ、新たな事業の実施はますます困難になっていきます。

財政収支試算の前提条件

【歳入】

区分	前提条件
市税・県税交付金	令和3年度当初予算額や直近の調定額を踏まえ、これまでの決算推移や今後の税制改正の予定を考慮して試算
普通交付税	単位費用の推移や市税の推計を踏まえて試算
国・県支出金/市債	歳出における扶助費や建設事業費の推計に基づき、補助率や充当率を踏まえて試算

☆財源不足を理由とする財政調整基金や職員退職手当基金など基金の取り崩しを行わないものとして試算

☆新型コロナウイルス感染症の影響については不透明であるが、緩やかに回復に向かうものとして試算

【歳出】

区分	前提条件
人件費	現在の職員数と同程度で推移することを想定して試算
扶助費	年齢階層別の人口推計、1人当たりの給付額の推移などを踏まえて試算
普通建設事業費	行財政3カ年実施計画などに計上した事業を積み上げた金額

※13 市町村合併後の新市の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上を図るとともに、新市全体の均衡ある発展を図るため、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併協議会が策定するもの。新市建設計画に基づき実施する建設事業等においては、合併特例債（元利償還金の7割が後年度に交付税措置される、有利な条件の地方債）の活用が可能となる。

(単位：百万円)

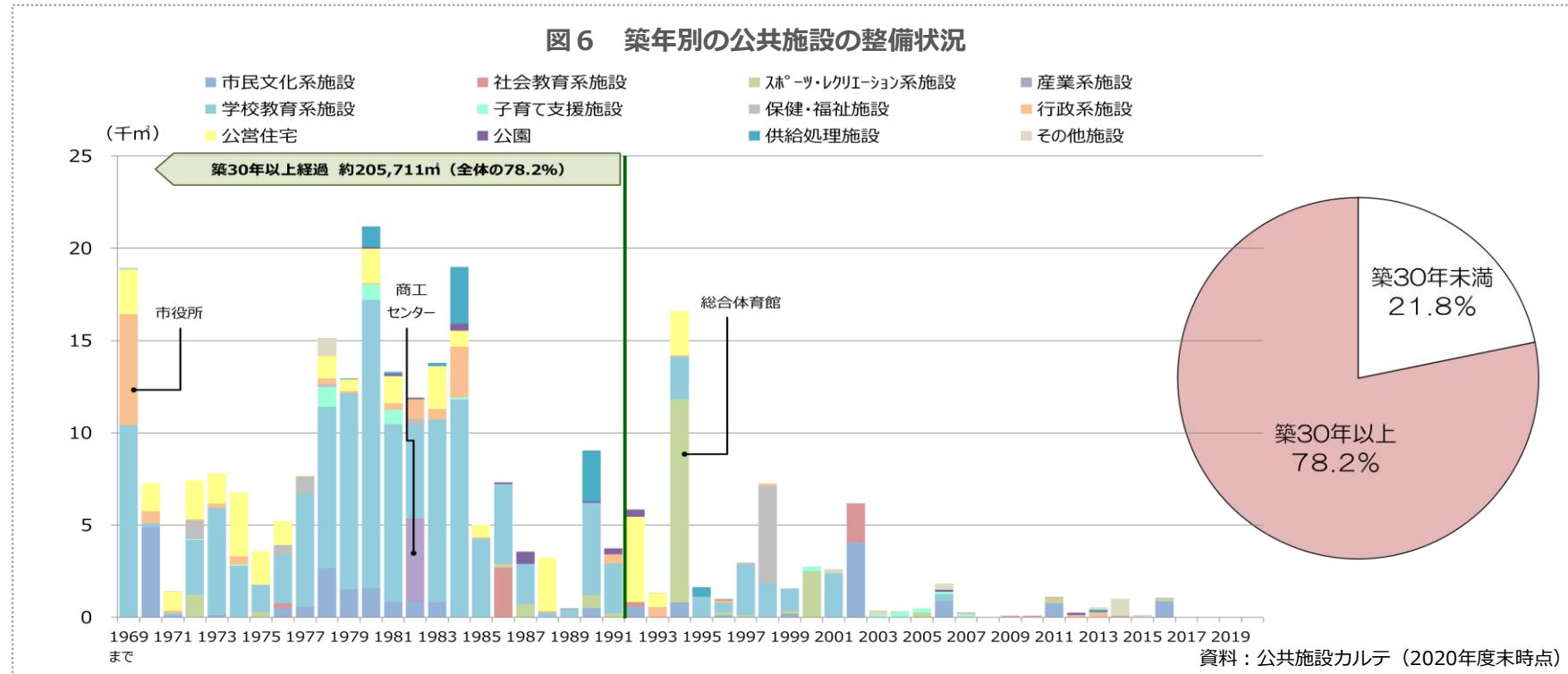
区分	R3年度 当初予算	R4年度 推計	R5年度 推計	R6年度 推計
歳入	市税	9,793	10,462	10,343
	譲与税・ 県税交付金	1,833	2,155	2,220
	地方交付税・ 地方特例交付金	3,823	4,490	4,515
	国・県支出金	5,962	6,341	6,541
	市債	2,162	1,207	1,368
	その他	1,457	1,395	1,487
	歳入総額 (A)	25,030	26,050	26,474
歳出	人件費	5,095	5,216	4,967
	扶助費	7,145	7,305	7,504
	公債費	2,740	2,696	2,731
	物件費	3,986	4,080	4,176
	補助費等	2,972	2,998	2,998
	繰出金	1,718	2,019	2,045
	普通建設事業費	1,118	1,428	1,633
	その他	656	708	870
	歳出総額 (B)	25,430	26,450	26,924
収支差額(A)-(B)		—	▲400	▲450
			▲500	

令和3年度当初予算について、4億円のマイナスとなるが、財政調整基金取り崩し4億円を除外したことによるもの。調整後の金額では収支同額であることから、差額を表示していない。

3 公共施設の現状

- ◆ 本市の公共施設は計185施設で、総延床面積は約27万m²となっています。これらは、1960年代から1980年代に建設されたものが多く、大規模改修の目安となる築30年以上を経過した施設の延床面積は20万5,711m²となり、施設全体の78.2%を占めています。
- ◆ 「行田市公共施設等総合管理計画」では、「既存施設を全て保有し続けた場合、2055年度までに公共施設の大規模改修や建替えに必要な将来更新等費用は、1年当たり約27億円と試算」しており、将来の更新等費用に財源が不足することが見込まれることから、個別施設の具体的な対策をまとめた「行田市公共施設マネジメント計画」を策定し、公共施設の保有量（延床面積）を2055年度までに約30.2%削減することを目標に掲げています。
- ◆ 今後も人口が減少していくことを踏まえると、市民や利用者の理解を得ながら、着手可能な施設から統合や集約・複合化、廃止などによる総量の適正化に順次取り組んでいく必要があります。

図6 築年別の公共施設の整備状況



4 職員数の現状

- 平成30年度から令和4年度までを計画期間とする「行田市定員適正化計画」では、一般行政職（労務職、公営企業職員、出向・派遣職員を含む）と消防職を合わせた職員数を579人以下に維持することを数値目標として掲げています。本市では、計画の着実な推進により、毎年度この目標を達成しています。
- 平成26年度から令和3年度までの8年間における職員数の推移を見ると、令和元年度の575人をピークに、その後、減少が続き、令和3年度には過去8年間で最も少ない545人で行政運営を行っています。なお、令和2年度には一般行政職が前年度と比較して25人少なくなっていますが、これは少人数学級編制事業から新たに学力向上支援教員配置事業へ見直しを図ったことにより、市費負担教職員が減少したことによるものです。
- 本市の令和2年4月1日時点における一般行政部門^{※14}の人口1万人当たりの職員数は、42.50人で全国の類似団体^{※15}86市の中で5番目に少なく、平均（56.71人）と比較して14.21人少ない状況です。
- 今後も厳しい財政状況が続くと予測される中、義務的経費に占める割合が高い人件費を抑制する必要がありますが、災害への対応等をはじめとする行政サービスの質を確保するためには、一定の職員数の維持が必要であるため、今後も現在のレベルで推移していくものと考えられます。

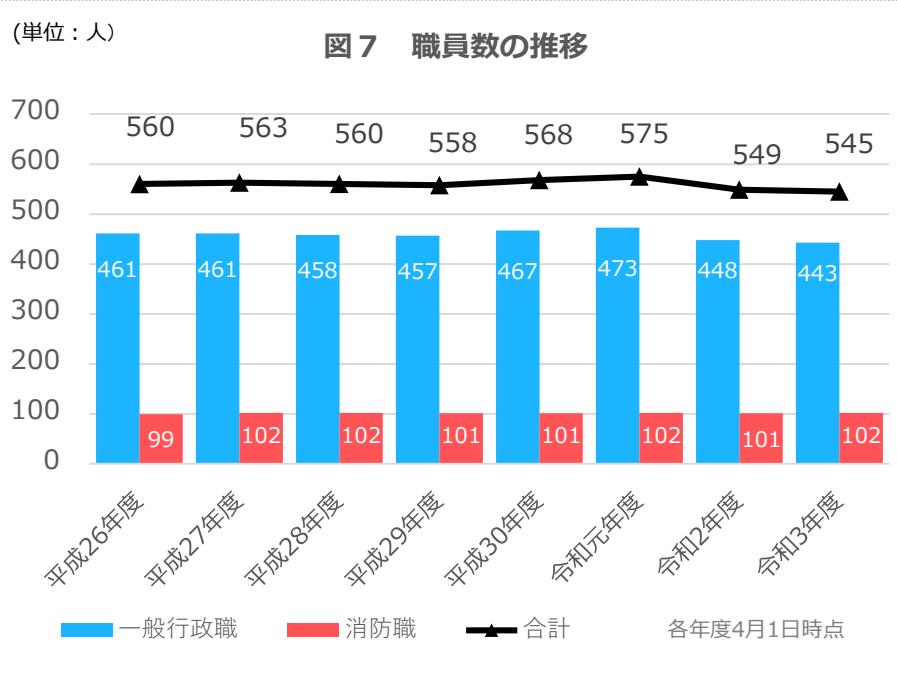


図8 人口1万人当たりの一般行政部門職員数の他の地方公共団体との比較

項目	行田市の状況	類似団体の状況		
		平均値	最大値	最小値
人口1万人当たりの一般行政部門職員数	42.50	56.71	95.69	34.36

[出典]「類似団体別職員数の状況（令和2年4月1日時点）」（総務省）

※14 議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門（教育、公安を除く各種行政委員会を含む。）の総称。

※15 全市区町村を指定都市、中核市、特例市、特別区、その他の一般市、町村に区分し、その他の一般市と町村は人口と産業構造に応じ、一般市を16類型に、町村を15類型に区分したもので、本市は一般市の「II-2」に属する。都市類型II-2の要件は、人口5万人～10万人の一般市で、第2次産業就業者と第3次産業就業者の合計が全就業者に占める割合が90%以上で、かつ第3次産業就業者が全就業者に占める割合が65%未満とされ、令和2年度は全国で86市が当該団体となっている。

V 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

1 デジタル技術による社会革新

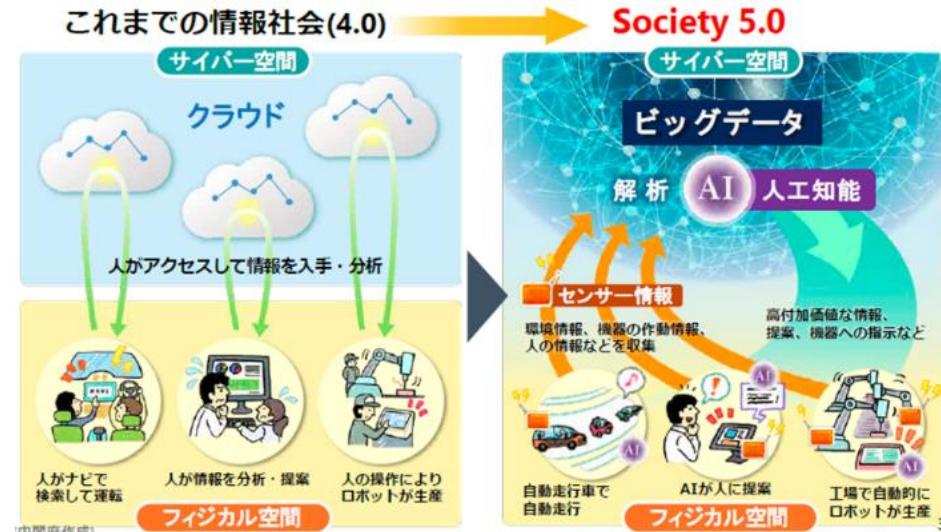
(1) Society5.0の到来

- ◆ 私たちの社会は、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）を経て、情報社会（Society4.0）へ変化し、インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの普及により世界がネットワークでつながる社会を形成してきました。
- ◆ 現在、IoT（Internet of Things）、ロボット、AI（人工知能）、ビッグデータなど、社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が普及している中、国ではSociety4.0に続く新たな社会として、これらの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していくSociety5.0の実現を目指しています。

(2) 加速する行政のデジタル化

- ◆ 総務省が設置した「自治体戦略2040構想研究会」^{※16}の報告によると、2040年頃には団塊ジュニア世代^{※17}が65歳以上となる一方、20歳代前半の若者の数は団塊ジュニア世代の半分程度にとどまり、労働力の供給不足が深刻になるとされています。これを前提とした場合、全ての自治体において若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約され、人々の暮らしを支える機能が低下することが想定されます。
- ◆ より少ない職員数で、住民ニーズに対応した「きめの細かい」サービスを提供していくためには、定型的で単純な事務作業は全てAI・ロボティクスに任せ、職員は企画立案業務や市民への直接的なサービス提供といった「職員でなければできない創造的な業務」に注力するスマート自治体^{※18}への転換が求められており、自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション^{※19}）の推進が喫緊の課題となっています。

図9 Society5.0のしくみ



※16 2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理した上で、今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的とした総務大臣主催の研究会。

※17 1971年（昭和46年）から1974年（昭和49年）に生まれた「団塊世代」（1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）に生まれた世代）の子どもに当たる世代（年間出生数は約200万人）。

※18 AI（人工知能）などを活用し、自治体の事務処理を自動化または業務を標準化して、行政サービスを効率的に提供する自治体。

※19 データと情報通信技術を活用し、アナログや手動のプロセスをデジタルプロセスに置き換えたり、古い技術を新しいデジタル技術に置き換えたりすることにより、行政サービスや職員の働き方を変革すること。

第1章 行財政集中改革ビジョン

VI 「新しい市役所」の実現に向けた行財政集中改革ビジョン

Society 5.0時代の到来及び今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、AIやロボットなどの高度な技術を活用し、「ニューノーマル※20」に対応した行政サービスの提供が求められるなど、行政に対する市民ニーズは多様化しています。このような状況の中、限られた経営資源（職員数、財源）で将来に渡り持続可能な市政運営を行っていくためには、これまで積み重ねてきた行財政改革の取組みを継承・発展しつつも、新たな視点を取り入れた改革が必要となります。

そこで、新たな行財政改革の方向性を示す「行財政集中改革ビジョン」では、社会のあり様や人々の価値観に劇的な変化（パラダイムシフト）が起こっている中、今後改革を進める上で推進すべき分野を4本の柱として設定しました。本市が目指すべき「ニューノーマルを実現する新しい市役所」へ変貌を遂げるため、それぞれの柱に掲げたゴールに向かって、着実に改革を実践していきます。

ニューノーマルを実現する新しい市役所へ

第1の柱

スマート自治体への転換による市民サービスの向上

- ☆ ICT技術の活用により、ニューノーマルを意識した非接触、非来庁型の行政サービスを提供します
- ☆ ICT技術の活用により、様々な分野において付加価値のある充実した行政サービスを提供します

第2の柱

民間活力等の活用や協働の推進

- ☆民間事業者のノウハウや資金力を活用し、効率的に施設を運営します
- ☆民間事業者や大学など、様々な主体との協働により、行政課題の解決を図ります

第3の柱

市役所風土変革による効率的・効果的な行政運営

- ☆ ICT技術の活用と職員の意識改革により、働き方改革を進めます
- ☆時代の変化に対応した事務事業や組織のスマート化を進めます

第4の柱

持続可能な財政運営の実現

- ☆引き続き、自主財源の確保と、より一層のコスト削減を図ります
- ☆公共施設の再編を進めるとともに、既存施設等の有効活用に努めます

※20 New（新しいこと）とNormal（正常、標準、常態）を合わせた造語。Withコロナ・Afterコロナの時代に求められる新しい生活様式。

第2章 行財政集中改革アクションプラン

VII 行財政集中改革アクションプランの改革項目

行財政改革の具体的な実行計画となる「行財政集中改革アクションプラン」では、行財政集中改革ビジョンにおける4本の柱に掲げるゴールを達成するための個別具体的な取組項目を掲げています。それぞれの取組項目では、目指すべき3年後の姿を想定し、そこから逆算して、現在からそこに至る道筋を定めるバックキャストの視点を取り入れて戦略的に取り組んでいきます。

なお、各取組項目の改革主管課は、令和4年4月1日時点の組織編制に即しています。

第1の柱 スマート自治体への転換による市民サービスの向上

改革1 ニューノーマルを意識した便利なサービス

- (1) 電子申請サービスの拡充
- (2) 公共施設予約手続きの簡素化
- (3) 使用料・手数料等のキャッシュレス決済の拡大

改革2 デジタル技術を活用した生活に役立つサービス

- (4) G I G Aスクール構想の推進
- (5) 行政情報発信の推進



第2の柱 民間活力等の活用や協働の推進

改革3 民間活用による効率的な公共サービスの提供

- (6) 指定管理者制度活用施設の見直し
- (7) 地方公営企業の効率的な業務運営

改革4 民間や他自治体との協力・連携による行政手法の多様化

- (8) 市民・N P O・民間企業・大学との連携による各種事業の展開
- (9) 民間人材を活用した各種施策の展開
- (10) 他自治体との広域連携の推進



第3の柱 市役所風土変革による効率的・効果的な行政運営

改革5 時代や状況の変化へ弾力的に対応する組織と人財づくり

- (11) スマート自治体への転換を図るための組織体制の構築
- (12) さまざまな行政課題に対応できる職員の育成

改革6 BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）※21の徹底

- (13) 先端デジタル技術を活用した事務の効率化
- (14) ペーパーレスへの取組強化
- (15) テレワークの推進
- (16) 事務事業の改善・見直し



第4の柱 持続可能な財政運営の実現

改革7 歳入確保と歳出抑制による健全財政の堅持

- (17) 使用料、手数料の見直し
- (18) 地方公営企業の経営健全化
- (19) 自主財源確保の取組強化
- (20) 補助金の見直し

改革8 市有施設等の適正な管理・活用

- (21) 遊休市有地等の有効活用
- (22) 常備消防（分署）の整理統合
- (23) 公共施設におけるLED化の推進



柱	I スマート自治体への転換による 住民サービスの向上	改革	1 ニューノーマルを意識した便利 なサービス
---	-------------------------------	----	---------------------------



取組項目 (1) 電子申請サービスの拡充

■ 令和6年度末時点でのあるべき姿 主要な行政手続（200手続以上）の電子化を実現

1. 現状と課題

- 児童手当関係や水道使用開始の届出など11種類の申請手続が電子化されている
- 来庁が必要となる有料の手続や証明書等の授受が必要な手続では電子化が進んでいない
- R2年度の電子申請利用率は1.3%（電子入札を除く）
- 電子申請サービスにおけるキャッシュレス決済をR4年度に導入予定

2. 目標達成に向けた取組み

- キャッシュレス決済と郵送を組み合わせた非来庁型サービスの提供
- マイナンバーカードの普及促進
- 電子申請利用促進に向けた周知及び市民への支援

3. 具体的な取組み（活動指標）

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
電子申請手続数(累積)	19手続(R2)	100手続以上	150手続以上	200手続以上

4. 成果指標

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
電子申請利用率 ^{※1}	1.3% (R2)	4%	6%	10%

5. 改革による効果

- 「いつでも」「どこでも」パソコンやスマートフォンから行政手続が可能となり、市民の利便性が向上する
- 窓口の混雑緩和やペーパーレス化にも寄与する他、事務処理スピードの向上が期待できる

◆スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
申請フォーム作成		↓				↓				↓		
電子申請運用		↓				↓				↓		
利用促進に向けた周知		↓				↓				↓		

※1 電子申請による受付件数/全申請件数。

【参考】埼玉県電子申請システムのH30年度からR2年度の平均申請件数増加率は約1.24倍。本市では改革により前年度比1.5倍で推移すると想定して利用率を算出。

柱	I スマート自治体への転換による 住民サービスの向上	改革	1 ニューノーマルを意識した便利 なサービス
---	-------------------------------	----	---------------------------



取組項目 (2) 公共施設予約手続きの簡素化

■ 令和6年度末時点でのあるべき姿 予約を受け付けている施設のうち40施設^{※1}でオンライン予約が可能

1.現状と課題

- 予約時に、申請書の記入のために来庁が必要であり、利用者の負担となっている
- システム導入により手軽に予約が可能になる一方、複数の仮予約や直前キャンセルにより、他の利用者の利用機会が失われる可能性がある
- システム利用の運用ルールを定め、利用者に遵守してもらう必要がある

3.具体的な取組み(活動指標)

指標名/説明	R4	R5	R6
新規導入施設数 新規導入施設検討	20施設で導入済 ^{※2}	11施設 ^{※3}	9施設 ^{※3}

2.目標達成に向けた取組み

- ・公共施設予約システム導入施設の拡充
- ・業務フローの見直し及び運用ルールの周知徹底
- ・利用者向けシステム利用マニュアルの作成、周知

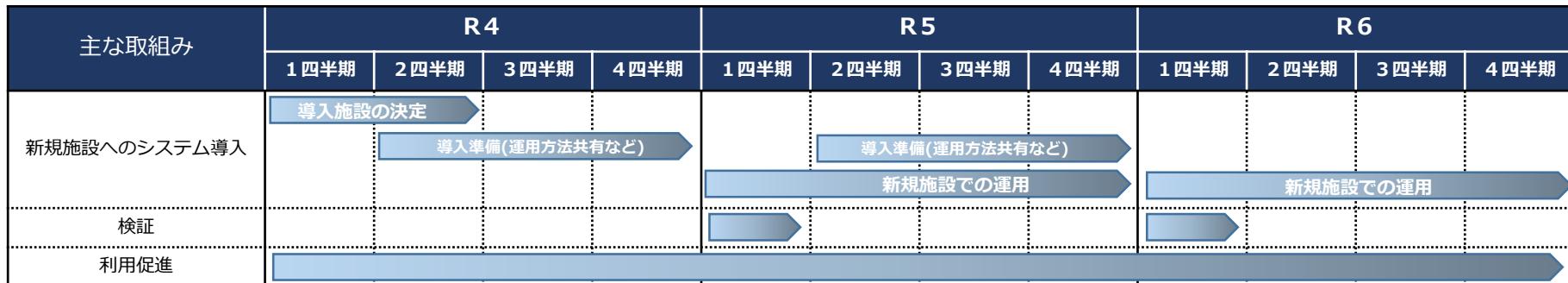
4.成果指標

指標名/説明	R4	R5	R6
システム利用率 ^{※4}	5 % ^{※5}	12%	15%

5.改革による効果

- 利用者の施設予約に係る負担低減が図られる
- 施設管理者の事務の効率化が図られる
- ペーパーレス化につながる

◆スケジュール



※1 全42施設のうち老人福祉センター大堰永寿荘・南河原荘を除く。

※2 R3導入施設：コミュニティセンターみずしお、コミュニティセンター分館、男女共同参画推進センター、商工センター、体育施設(12施設)、産業文化会館、はにわの館、中央公民館、教育文化センター「みらい」文化ホール。

※3 R 5導入検討施設：地域公民館(7館)、地域交流センター、南河原隣保館、総合福祉会館、斎場。R 6導入検討施設：地域公民館(9館)。

※4 システムによる予約件数/全予約件数。

※5 導入済施設における利用率。

【参考】同様のシステムを導入している自治体(人口：10万人程度)におけるオンライン利用率：初年度4.7%、2年度目10.2%、3年度目12.8%（企画政策課調べ）

柱	I スマート自治体への転換による 住民サービスの向上	改 革	1 ニューノーマルを意識した便利 なサービス
---	-------------------------------	--------	---------------------------

取組項目 (3) 使用料・手数料等のキャッシュレス決済の拡大

■ 令和6年度末時点でのあるべき姿 28施設、5窓口でキャッシュレス化を実現

1. 現状と課題

- 市民課、税務課、古代蓮会館、体育施設、はにわの館、郷土博物館でキャッシュレスサービスを導入済み
- 郷土博物館、古代蓮の里などの集客施設は比較的利用者が多いが、市役所窓口では利用者が少ない

2. 目標達成に向けた取組み

- キャッシュレス決済サービスを導入する施設及び窓口の拡大の検討
- キャッシュレス決済サービス利用促進に向けた周知

3. 具体的な取組み(活動指標)

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
キャッシュレス 決済導入施設・ 窓口数(累計)	4施設 2窓口(R3)	4施設 2窓口	28施設 5窓口 ^{*1}	28施設 5窓口
利用率向上の 取組み	—	・決済方法 拡大検討 ・利用促進	→	支払時間の短縮 ^{*4}

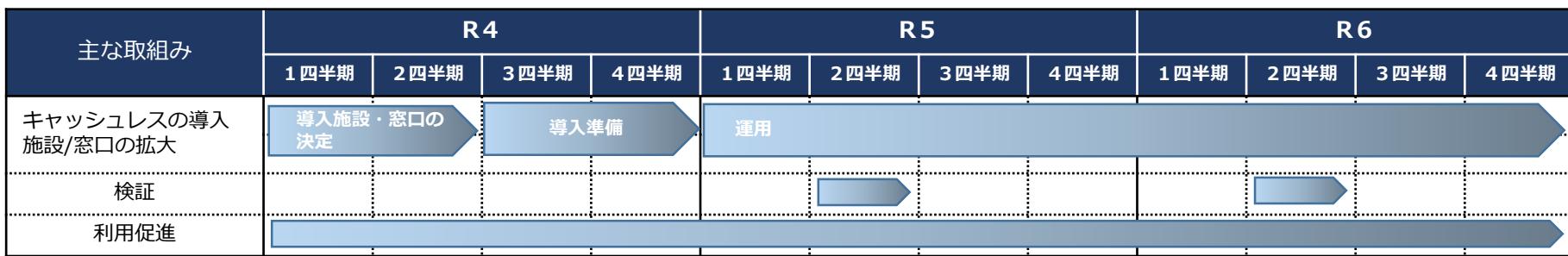
4. 成果指標

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
利用率 ^{*2}	0.46%(R2)	7% ^{*3}	12%	17%
支払時間の短縮 ^{*4}	2時間	100時間	200時間	300時間

5. 改革による効果

- 支払手段の多様化や所要時間短縮により、利用者の利便性が向上する
- 多額の現金を管理することがなくなり、現金の紛失・盗難リスクが低減する

◆スケジュール



*1 R5新規導入検討施設・窓口：コミュニティセンターみずしろ、小針クリーンセンター、粗大ごみ処理場、商工センター、総合福祉会館、産業文化会館、中央公民館、「みらい」文化ホール、地域公民館(16館)、農政課、農業委員会、建築開発課。

*2 窓口におけるキャッシュレス利用件数/全支払受付件数。

*3 導入済施設・窓口(古代蓮会館、体育施設、はにわの館、郷土博物館、市民課、税務課)における利用率。

*4 【参考】キャッシュレス決済は現金と比較して16秒速いという結果から算出。【出典】「決済速度に関する実証実験」(株式会社ジェーシービー R元年度)

改革主管課 学校教育部学校教育課

柱	I スマート自治体への転換による 住民サービスの向上	改 革	2 デジタル技術を活用した生活に 役立つサービス
---	-------------------------------	--------	-----------------------------

取組項目 (4) GIGAスクール構想の推進



■ 令和6年度末時点でのあるべき姿 全ての児童生徒がICT機器を活用して意欲的に学んでいる

1.現状と課題

- R2年度に児童生徒及び教員用の学習用端末の整備が完了するとともに各教室に大型モニターを配備
- 家庭にインターネット環境が整っていない世帯へ、貸出用モバイルルーターを整備
- 教員のICT活用指導力の向上が急務となっている

2.目標達成に向けた取組み

- ・ ICT支援員による教員への支援
- ・ 授業や家庭でのICT機器の積極的な活用

3.具体的な取組み（活動指標）

指標名/説明	R4	R5	R6
教員研修	実施		

4.成果指標

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
ICTを活用した授業頻度 ^{※1}	小学校：2.3% 中学校：1.2% (R3)	50%	60%	70%
授業にICTを活用して指導する能力 ^{※2}	71.1%(R2)	85%	90%	95%

5.改革による効果

- ICT活用による授業の充実
- 児童生徒の情報活用能力の向上
- 児童生徒の学習機会の確保

◆スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
授業及び家庭学習での ICT機器活用	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
教員への研修	ICT支援員活用				自主研修				自主研修			
検証	⋮	⋮			⋮	⋮			⋮	⋮		

※1 「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)で「ほぼ毎日」と回答する児童生徒の割合。【参考】R3年度(全国)：小学校11.4%、中学校7.9%

※2 「学校における教育情報化の実態等に関する調査」(文部科学省)で「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合。【参考】R2年度：70.2%(全国平均)

改革主管課 総合政策部広報広聴課

柱	I スマート自治体への転換による住民サービスの向上	改革	2 デジタル技術を活用した生活に役立つサービス
---	---------------------------	----	-------------------------

取組項目 (5) 行政情報発信の推進



■ 令和6年度末時点でのあるべき姿

SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)により、必要な情報が必要な人に速やかに伝わっている

1.現状と課題

- 市民意識調査（R元年度実施）で、約9割の市民が市報から市政情報を得ていると回答
- SNSによるタイムリーな情報発信を行っているが、SNSの代表的なツールである市公式LINEアカウントの登録者のうち60%が50歳未満であるが、この世代への更なる情報発信が課題
- 市ホームページのリニューアルに伴い、LINEと連携した「セグメント配信」・「チャットボット」が利用可能

2.目標達成に向けた取組み

- 市公式SNS(LINE、YouTube、フェイスブック、ツイッター)による情報発信
- 市公式SNSに関するユーザーレビュー^{※1}の実施

3.具体的な取組み(活動指標)

指標名/説明	R4	R5	R6
市公式SNS発信回数	220回以上	220回以上	220回以上
市公式SNSに関するユーザーレビュー	実施	→	

4.成果指標

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
市公式SNSの登録人数	29,462人 ^{※3}	31,000人	32,500人	34,000人
市公式LINE登録者の50歳未満の割合 ^{※2}	60% ^{※3}	62%	64%	66%

5.改革による効果

○幅広い年齢層の方が市政情報や災害情報などをタイムリーに入手可能となる ○市民の市政参画への関心と理解を高めることに寄与する

◆スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
市公式SNSの運用	→				→				→			
広報活動に関するアンケート調査	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

※1 サービスについて利用者に評価・感想を聞くこと。

※2 【参考】国内のLINE登録者のうち50歳未満の割合：65% 【出典】「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」（総務省 R2）

※3 いずれもR3.10.1時点

改革主管課 総合政策部企画政策課

柱	II 民間活力等の活用や協働の推進	改革	3 民間活用による効率的な公共サービスの提供
---	-------------------	----	------------------------



取組項目 (6) 指定管理者制度活用施設の見直し

■ 令和6年度末時点でのあるべき姿

指定管理施設の選定方法・評価基準の見直しにより、更なる経費節減とサービス向上が図られている

1.現状と課題

- 23施設で指定管理者制度を導入しているが、更なる経費節減及びサービス向上が求められている
- 他の公の施設についても、さらなる活性化と経費節減に向け、民間活力を活用した施設の管理運営について検討する必要がある

3.具体的な取組み（活動指標）

指標名/説明	R4	R5	R6
R5からの指定管理者選定	準備/選定	管理運営開始	→
新たな指定管理者制度導入施設	検討	(導入の場合) 指定に向けた準備/選定	(導入の場合) 管理運営開始

4.成果指標

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
指定管理者評価点 (平均) ^{*1}	65点(R2)	90点以上	90点以上	90点以上
管理運営費削減額 ^{*2}	—	0円	1,000万円	1,500万円
財政効果額(R4~6の累計)				2,500万円

5.改革による効果

- 公の施設における管理運営経費の節減と利用者サービスの更なる向上が期待できる

◆スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
R5からの指定管理	募集/選定/引継ぎ				指定管理者による管理・運営							
新規施設への導入	検討				(導入の場合) 募集/選定/引継ぎ				(導入の場合) 指定管理者による管理・運営			
指定管理者評価	評価（新旧）				評価（新）				評価（新）			

*1 施設所管課が実施する指定管理者に対する評価。

*2 《指定管理施設》H30年度(H28年度からの指定期間において最も指定管理料が圧縮できた年度)の指定管理料(決算額：約5億3,400万円)との比較。

《直営施設》(指定管理者制度を導入した場合)管理運営費の削減額。

改革主管課 都市整備部上下水道経営課

柱

II 民間活力等の活用や協働の推進

改
革

3 民間活用による効率的な
公共サービスの提供

6



17



取組項目 (7) 地方公営企業の効率的な業務運営

■ 令和6年度末時点でのあるべき姿 上・下水道事業における効率的な経営について検討が終了している

1.現状と課題

- 水道事業及び公共下水道事業における各種業務を個別委託しているため契約内容が複雑化している
- 上下水道それぞれで窓口を設けているため、これらを統合し、業務の共通化を図り効率的な運営を目指していくことが必要

2.目標達成に向けた取組み

- ・包括的業務委託^{※1}の導入の要否についての検討
- ・委託内容の精査

3.具体的な取組み（活動指標）

指標名/説明	R4	R5	R6
包括的業務委託導入への検討	検証	事業化、事業者選定に向けた準備	→

4.成果指標

指標名/説明	R4	R5	R6
包括的業務委託の導入	—	—	包括的業務委託事業者選定

5.改革による効果

- ノウハウを持つ民間事業者に一括で委託契約することにより、事務の効率化及び市民サービスの向上が図られる

◆スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
包括的業務委託導入可能性調査	・導入範囲/契約期間の検討 ・想定される効果の整理											
アドバイザリー業務委託					・事業化に向けた準備/事業者選定に向けた準備							

※1 個別の業務をそれぞれ委託するのではなく、2業務以上を一括して委託することで、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、効率性を高めようとするもの。

柱	II 民間活力等の活用や協働の推進	改革	4 民間や他自治体との協力・連携による行政手法の多様化
---	-------------------	----	-----------------------------

取組項目 (8) 市民・NPO・民間企業・大学との連携による各種事業の展開



■ 令和6年度末時点でのあるべき姿 市が民間事業者等と協働して行政課題の解決に取り組んでいる

1.現状と課題

- 民間事業者等と各部署において、様々な官民連携事業を実施しているが、官民連携による事業内容や実施状況などの情報が集約されていない
- 官民連携事業の実施に当たり、多数が民間事業者等からの提案によるものであり、市から積極的なアプローチが行われていないため、戦略的に事業を展開する「仕組みづくり」が必要

2.目標達成に向けた取組み

- ・ 民間事業者と各所属を「つなぐ」仕組みづくり
- ・ 行政課題の解決に資する提案募集
- ・ 新規連携先の開拓

3.具体的な取組み（活動指標）

指標名/説明	R4	R5	R6
一元的な窓口の構築	実施	－	－
民間事業者からの提案募集/連携	実施	→	
各種施策に関するアンケート	実施	→	

4.成果指標

指標名/説明	R4	R5	R6
民間企業等のプロジェクト（実証実験を含む）の実施	5事業以上	5事業以上	5事業以上
連携による施策への展開	1事業以上	2事業以上	2事業以上

5.改革による効果

- 民間事業者やNPOが持つ多様なノウハウの活用により、行政サービスの拡充や地域活性化が図られる

◆スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
民間事業者との連携	窓口設置 業務フロー作成	提案募集（テーマ型）			提案募集（テーマ型）		提案募集（テーマ型）		提案募集（テーマ型）		提案募集（テーマ型）	
					・民間事業者等から随時提案（フリー型）							
					・各所属と調整/プロジェクト実施（実証実験）の可否判断/プロジェクト実施	※随時						
					・民間事業者との新規事業検討/実施（随時）		・民間事業者との新規事業検討/実施（随時）		・民間事業者との新規事業検討/実施（随時）			

改革主管課 全所属

柱	II 民間活力等の活用や協働の推進	改革	4 民間や他自治体との協力・連携による行政手法の多様化
---	-------------------	----	-----------------------------



取組項目 (9) 民間人材を活用した各種施策の展開

■ 令和6年度末時点でのあるべき姿

民間企業等の外部人材を登用し、知見を活かした各種施策が展開されている

1. 現状と課題

- R3年度より国の地方創生人材支援制度を活用し、民間企業からデジタル専門人材を受け入れ、庁内のデジタル化を推進
- 今後も、特にDXや地域防災などの分野において、専門的知見をもつ民間人材の活用が必要

2. 目標達成に向けた取組み

- ・民間人材を登用する分野の検討
- ・民間人材活用に向けた検討

3. 具体的な取組み（活動指標）

指標名/説明	R4	R5	R6
民間人材登用	検討/準備/登用		→

4. 成果指標

指標名/説明	R4	R5	R6
民間人材登用による行政課題解決に向けた施策		実施	→

5. 改革による効果

- 行政の考え方や枠組みにとらわれない柔軟で斬新なアイデアを、各種施策に取り入れることが可能となる
- 知見や経験が豊富な人材の登用により、職員の生産性向上が期待できる

◆スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
民間人材登用による新たな施策の展開	行政課題抽出	民間人材登用の検討/受入準備			行政課題抽出	民間人材登用の検討/受入準備			行政課題抽出	民間人材登用の検討/受入準備		
		民間人材登用による施策展開				民間人材登用による施策展開				民間人材登用による施策展開		
				検証				検証				検証

改革主管課 環境経済部環境課

柱

II 民間活力等の活用や協働の推進

改
革

4 民間や他自治体との協力・連携による行政手法の多様化

取組項目 (10) 他自治体との広域連携の推進



■ 令和6年度末時点でのあるべき姿 新ごみ処理施設整備工事に着手している

1.現状と課題

- 可燃ごみ処理施設「小針クリーンセンター」、不燃・粗大ごみ処理施設「粗大ごみ処理場」は、稼働開始以来40年弱が経過し、老朽化が顕著であることから、施設の更新が急務となっている

2.目標達成に向けた取組み

- 新たな事業主体（一部事務組合）を設置（R4）
- 具体的な施設整備の方針及び効率的な事業運営方式の検討に着手

3.具体的な取組み（活動指標）

指標名/説明	R4	R5	R6	指標名/説明	R4	R5	R6
新ごみ処理施設整備に向けた業務実施	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備基本計画策定 PFI導入可能性調査 	事業者選定アドバイザリー業務（要求水準書作成等）	<ul style="list-style-type: none"> 事業者選定アドバイザリー業務 施設整備工事着手 	新ごみ処理施設整備工事着手	整備手法検討着手	整備手法検討	施設整備着手

5.改革による効果

- 広域化による整備・管理運営経費の縮減が期待できる（財政効果額38億円歳出削減）^{*1}
- 広域化によるごみ処理安定性の確保と環境負荷が低減する

◆スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
施設整備着手	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備基本計画策定 PFI導入可能性調査 				<ul style="list-style-type: none"> 事業者選定アドバイザリー業務（要求水準書作成等） 				<ul style="list-style-type: none"> 事業者選定アドバイザリー業務 施設整備工事着手 			

*1 「広域処理の概算事業費算出結果」整備費及び20年間の運営費合計額。[出典]「行田市ごみ処理基本構想」(R3策定)

改革主管課
総合政策部企画政策課
総合政策部情報政策課

柱	Ⅲ 市役所風土変革による効率的・効果的な行政運営	改革	5 時代や状況の変化へ弾力的に対応する組織と人財づくり
---	--------------------------	----	-----------------------------

取組項目 (11) スマート自治体への転換を図るための組織体制の構築



令和6年度末時点でのあるべき姿

スマート自治体推進のための体制が整い、自治体DXの取組みが進んでいる

1. 現状と課題

- 情報政策全般を所管する部署や、主導する役割を担う役職が設置されていない
- 全庁的な推進体制が構築されておらず、各部署が個々に関係施策の検討や導入を行っている状況である

3. 具体的な取組み（活動指標）

指標名/説明	R4	R5	R6
DX推進体制強化	・計画策定 ・推進本部開催		
デジタル人材の確保/育成	外部人材活用	専門人材の養成	



2. 目標達成に向けた取組み

- ・組織改正による情報政策を担う部署の設置
- ・DX推進計画の策定
- ・実効性の高い推進体制(CIO※1、推進本部、推進員の設置など)の構築

4. 成果指標

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
DXの取組数(累計)	2※2 (R3)	6	8	10+ α

5. 改革による効果

- 個別のDXの取組みを計画的に、または柔軟で速やかに実行し、適切な進捗管理を行うことができる
- 行政のデジタル化が進み、市民の利便性向上につながる

◆スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
推進体制の構築/強化			CIO/ 補佐官設置						推進本部開催（随時）			
			推進本部/ 推進員設置						デジタル人材確保/育成（随時）			
			DX計画策定									

※1 「Chief Information Officer」の略で情報戦略における最高責任者。※2 R3年度までに実施済みの取組み：キャッシュレス決済サービス導入、音声認識システム導入。

改革主管課 総合政策部企画政策課
全所属

柱	Ⅲ 市役所風土変革による効率的・効果的な行政運営	改革	5 時代や状況の変化へ弾力的に対応する組織と人財づくり
---	--------------------------	----	-----------------------------

取組項目 (12) さまざまな行政課題に対応できる職員の育成



■ 令和6年度末時点でのあるべき姿

職員のエビデンス^{※1}に基づいた政策立案 (EBPM^{※2}) 能力が向上し、意欲的に業務に取り組んでいる

1.現状と課題

- R3年度より職員の政策立案能力向上を目的として、職員提案制度にプレゼンテーション方式による提案を新設
- 限られた財源で効果的な施策を実施していくため、職員にはエビデンスに基づいた事業設計能力の向上が求められている

3.具体的な取組み（活動指標）

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
職員提案人数(各年度)	33人(R3)	40人以上	40人以上	40人以上
アンケート実施による政策立案に必要な各種データの収集・分析	一	実施	→	

2.目標達成に向けた取組み

- ・職員提案制度の推進
- ・データ分析/集積のためのアンケート実施

4.成果指標

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
事業化された提案数(各年度)	1(R2)	1	2	3
新規事業数+見直し事業数(各年度)	14(R3)	20以上	20以上	20以上

5.改革による効果

- 職員が効果的なデータ収集方法や分析方法を習得することが期待できる
- ロジックやデータ等のエビデンスを用いた新規施策立案や事業のスクラップ・アンド・ビルトが期待できる

◆スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
職員提案	テーマ設定	提案受付			テーマ設定	提案受付			テーマ設定	提案受付		
アンケート実施によるデータ分析	プレゼン実施（適宜）			プレゼン実施（適宜）			実施			実施		

※1 客観的な情報やデータのこと。

※2 「Evidence-Based Policy Making」の略で政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的な根拠（統計データ等）に基づいて政策立案すること。

取組項目（13）先端デジタル技術を活用した事務の効率化

■ 令和6年度末時点でのあるべき姿

A I 等の新技術導入により定型業務に掛かる時間が大幅に縮減され、創造的な業務に注力している

1.現状と課題

- 単純なパソコン入力作業など、定型的な事務処理に多くの人手と時間を要しており、政策立案に充てられる時間が少ない
- デジタル技術の活用により、こうした定型業務に掛かる時間を縮減し、職員が政策立案や相談業務などに注力できる環境を整える必要がある

2.目標達成に向けた取組み

- ・AI – OCR※1やRPA※2などの新技術の導入
- ・業務プロセスの最適化

3.具体的な取組み（活動指標）

指標名/説明	R4	R5	R6
AI-OCR、RPA 活用業務数(各年度)	17業務	21業務	42業務



4.成果指標

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
新技術導入による時間 外勤務削減時間(各年度)	—	800時間 以上	980時間 以上	1800時 間以上
新規事業数 + 見直し 事業数(再掲)	14(R3)	20以上	20以上	20以上

5.改革による効果

- 定型的な事務処理時間の削減による働き方改革を実現する
- 政策立案や相談業務に注力することにより、市民サービスの向上が図られる

◆スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
A I – O C R 導入/運用		運用				運用				運用		
R P A 導入/運用	業務プロセス見直し	運用	業務プロセス見直し		検証	次年度導入 業務検討			検証	次年度導入 業務検討		

※1 書面等に記載されている内容を文字データとして取り出す自動文字認識技術。

※2 デジタル技術によって、人が行う定型的なPC業務の一部を代行するソフトウェア。

改革主管課
総務部総務課
総合政策部企画政策課

柱	Ⅲ 市役所風土変革による効率的・効果的な行政運営	改革	6 B P R (ビジネスプロセス・リエンジニアリング) の徹底
---	--------------------------	----	----------------------------------

取組項目 (14) ペーパーレスへの取組強化



■ 令和6年度末時点でのあるべき姿 ペーパーレスによる業務遂行が定着している

1. 現状と課題

- 文書管理システムを運用しているにも関わらず、紙による資料添付も行われている
- 市役所庁舎内における印刷経費(紙、トナー代等)は、年間約780万円かかっている
- 文書の保存・保管スペースが飽和状態となっている

2. 目標達成に向けた取組み

- 文書管理システム運用適正化マニュアルの作成
- 起案文書の電子決裁の徹底
- ペーパーレス会議システムの導入

3. 具体的な取組み(活動指標)

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
文書管理システム 電子保存率	53% (R2)	60%	70%	75%
ペーパーレス会議 実施率	0% (R3)	5%	25%	50%

4. 成果指標

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
コピー用紙 購入枚数削減率※1	—	5%	8%	15%
財政効果額(R4～6の累計)				200万円

5. 改革による効果

- 印刷コストや文書保管スペースの削減につながる
- 書類の紛失リスクが低減される

◆ スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
印刷用紙使用量削減 のルール構築	マニュアル 作成	マニュアル 周知徹底			前年度の 検証	マニュアル 見直し	マニュアル 周知徹底		前年度の 検証	マニュアル 見直し	マニュアル 周知徹底	
デジタルツールの 導入	調査研究/トライアル		導入準備		運用				運用			

※1 R2年度実績（16,381,000枚）に対しての削減率。

改革主管課

総合政策部情報政策課
総務部人事課

柱

Ⅲ 市役所風土変革による
効率的・効果的な行政運営

改革

6 B P R (ビジネスプロセス・
リエンジニアリング) の徹底

取組項目 (15) テレワークの推進

■ 令和6年度末時点でのあるべき姿 オフィスワークに捉われない柔軟で多様な働き方が実現できている

1. 現状と課題

- オンラインによる研修は自宅にて受講している例もあるが、通常業務は、基本的にそれぞれの執務室で業務を行っている
- 職員の多様な働き方を実現するため、R4年1月よりテレワークを試行運用し、R4年度から本格実施

2. 目標達成に向けた取組み

- ・テレワーク運用指針の策定
- ・セキュリティに配慮したシステムやネットワークなどの環境整備

3. 具体的な取組み(活動指標)

指標名/説明	R4	R5	R6
テレワークの推進	・実施 ・指針の策定	→ ・指針周知徹底	→
ビジネスチャット ^{※1} 導入	試験導入	本格導入	→

4. 成果指標

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
テレワーク可能な所属におけるテレワークを実施した職員の割合 ^{※2}	0 %			3年間で100%

5. 改革による効果

- 育児や介護などで時間的制約を抱える職員の他、外部人材を含めた多様な人材が活躍でき、行政サービスが向上する
- 業務の見直し、ペーパーレス化などにより、業務の効率化が図られる ○災害時等でも行政機能が維持される

◆スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
テレワーク利用促進	運用指針策定								運用指針周知徹底			

※1 職員同士のコミュニケーションとグループワークの効率を上げる、メールに代わる新しいコミュニケーションツール。

※2 テレワークを1回でも実施した職員の割合。

【参考】R2.4.1~10.1のテレワーク導入自治体406団体(都道府県、政令指定都市、市区町村)におけるテレワーク利用率(最大日での利用率)

0~10%未満: 213団体、10~30%未満: 50団体、30~50%未満: 30団体、50~80%未満: 12団体、80%以上: 8団体、不明: 93団体

[出典]「地方公共団体におけるテレワーク取組状況調査」(R2総務省)

改革主管課
総合政策部企画政策課
総合政策部財政課

柱	Ⅲ 市役所風土変革による効率的・効果的な行政運営	改革	6 BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）の徹底
---	--------------------------	----	------------------------------



取組項目（16）事務事業の改善・見直し

■ 令和6年度末時点でのあるべき姿

既存事業の見直しやスリム化が図られ、行政資源が戦略的に配分されている

1. 現状と課題

- R2年度から事業評価※1を実施し、その結果を行財政3ヵ年実施計画や予算編成に反映している
- 既存事業について、他自治体との行政サービス水準の比較が不十分なまま実施されているものがある

2. 目標達成に向けた取組み

- ・行政サービス水準評価の実施
- ・既存事業のスリム化に向けた基準の作成(事業評価の手引きの改善)
- ・EBPMの手法を用いた新規事業提案の徹底

3. 具体的な取組み（活動指標）

指標名/説明	R4	R5	R6
行政評価	施策評価試行	外部評価導入	検証/改善
行政サービス水準評価	評価制度導入	水準を踏まえた予算要求ルール作成	サービス水準を踏まえた要求ルール徹底

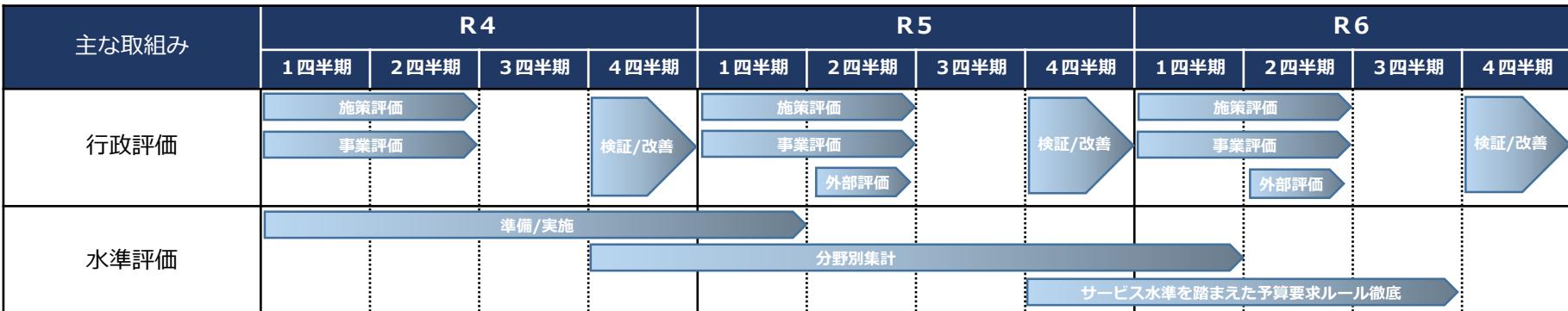
4. 成果指標

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
見直した事業数※2	6 (R3)	10以上	10以上	10以上
財政効果額（R4～R6の累計）			3,000万円※3	

5. 改革による効果

○本市の行政サービスの水準、費用対効果を客観的に把握することができる ○既存事業見直しによるスクラップ・アンド・ビルドを促進する

◆ スケジュール



※1 一定の基準、指標をもって、事業の妥当性、達成度や成果を判定するもの。※2 整理統合、縮小、休廃止を含める。※3 整理統合、縮小、休廃止等による歳出削減額。

柱	IV 持続可能な財政運営の実現	改革	7 歳入確保と歳出抑制による健全財政の堅持
---	-----------------	----	-----------------------



取組項目 (17) 使用料・手数料の見直し

■ 令和6年度末時点でのあるべき姿

使用料及び手数料の見直しにより、各サービスに見合った適切な受益者負担が設定されている

1. 現状と課題

- 前回（H29年10月）の見直しから約4年が経過しているが、見直し時に消費税率10%を見込んで反映させている
- 各事業のコストに相応しい適正な受益者負担（使用料・手数料）のあり方について分析を行い、必要に応じた改定を行うことを検討する

2. 目標達成に向けた取組み

- ・「使用料・手数料見直し方針」の改訂
- ・見直し対象となる使用料、手数料の洗い出し
- ・各部署における見直し案の検討
- ・例規改正

3. 具体的な取組み（活動指標）

指標名/説明	R4	R5	R6
使用料/手数料見直し	検討/見直し	可能なものから見直し	→

4. 成果指標

指標名/説明	R4	R5	R6
見直しを行った事業数 (見直した事業/見直し可能事業)	—	50%	100%

5. 改革による効果

- 受益者負担のさらなる適正化と歳入確保につながる

◆ スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
使用料/手数料見直し	方針改訂	行政改革推進委員会 諮問/答申			対象洗い出し	各部署での算定	減免対象見直し	(見直しの場合) 例規改正	(見直しの場合) 周知	実施	減免対象見直し	例規改正

改革主管課	都市整備部 水道課 都市整備部 下水道課 都市整備部 上下水道経営課	柱 IV 持続可能な財政運営の実現	改革	7 歳入確保と歳出抑制による健全財政の堅持
-------	--	-------------------	----	-----------------------

取組項目 (18) 地方公営企業の経営健全化



■ 令和6年度末時点でのあるべき姿

上・下水道事業の経営基盤の強化により、上・下水道サービスを安定的に提供している

1. 現状と課題

- H30年3月に策定した行田市水道事業経営戦略に基づき、R2年4月に水道料金を改定。これにより、水道事業の経営基盤の強化は図られているが、引き続き持続可能な健全経営を維持していく
- 下水道事業においては、近年、経費回収率※1が70%台で推移しており、下水道使用料収入では汚水処理費を賄えておらず、不足分は一般会計繰入金（基準外）に依存している
- 将来に渡り安定的な下水道事業経営を行うことを目的として、R3年3月に行田市公共下水道事業経営戦略を策定

3. 具体的な取組み（活動指標）

指標名/説明	R4	R5	R6
下水道使用料の適正化	方針決定	準備	使用料の改定
水道管路整備延長（各年度）	4 km	6 km	6 km

2. 目標達成に向けた取組み

- 下水道使用料の適正化
- 水道事業の投資計画に基づく管路更新工事

4. 成果指標

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
下水道事業 経費回収率	72.7%	76.9%	78.1%	90.8%
水道管路耐震化率	26.9%	28.1%	28.9%	29.7%

5. 改革による効果

- 下水道事業の経営基盤強化が図られる
- 水道施設の整備により、水道水の安定供給が図られる
- 一般会計繰入金の減額により、市の財政負担が軽減される

◆スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
下水道使用料適正化	使用料の試算/方針決定				適正化に向けた準備				使用料の改定			
水道管路の耐震化					管路整備工事							

※1 汚水処理費（公的負担分を除く）における下水道使用料収入の割合。100%を超えると適正な使用料が確保されている。

改革主管課
総務部税務課
総合政策部企画政策課
総合政策部財産管理課

柱	IV 持続可能な財政運営の実現	改革	7 歳入確保と歳出抑制による健全財政の堅持
---	-----------------	----	-----------------------



取組項目 (19) 自主財源確保の取組強化

- 令和6年度末時点でのあるべき姿 市税の収納率向上とともに、市税以外の新たな収入確保が進み、安定的な財政基盤が構築されている

1. 現状と課題

- 《市税収入》
金融機関に対する財産調査を紙ベースで実施しているため、調査完結までに時間と手間が掛かっている。更なる収納率向上の取組みに注力できる環境を構築する必要がある
- 《市税以外の歳入確保策》
ふるさと納税や広告収入、遊休市有地の売却等を通じた財源確保の他、更なる財政健全化を図るため、新たな収入確保の検討が必要である

3. 具体的な取組み（活動指標）

指標名/説明	R4	R5	R6
財産調査のオンライン化	準備/運用	運用 →	
新たな自主財源の確保	検討/準備	実施 →	
遊休市有地の売却/貸付	実施 →		



2. 目標達成に向けた取組み

- 《市税収入》
 - 財産調査のオンライン化
 - 《市税以外の歳入確保策》
 - 新たな収入確保策の掘り起こし
 - これまでの取組み（ふるさと納税、広告収入、自動販売機設置に係る入札）の強化
 - 遊休市有地の売却/貸付

4. 成果指標

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
市税収納率※1	97.23%(R2)	97.5%	97.7%	97.9%
市税以外の自主財源確保額	1,715万円(R2)	1,900万円以上	2,400万円以上	2,900万円以上
遊休市有地売却/貸付額	2,200万円(R2)	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上

5. 改革による効果

- 新たな滞納が抑制される
- 納税相談や徴収業務に充てる時間が確保され、収納率向上につながる
- 自立的な財政運営につながる

財政効果額（R4～R6の累計）

1億円

◆スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
財産調査のオンライン化	導入準備								運用			
新たな自主財源の発掘	検討	準備							実施			
遊休市有地売却/貸付	洗い出し	販売/貸付	手法の見直し		販売/貸付		手法の見直し		販売/貸付			

※1 [参考値]R2年度の市町村税（国保税を除く）県平均97.70%



取組項目 (20) 補助金の見直し

■ 令和6年度末時点でのあるべき姿

補助金の必要性精査により見直しが進み、財政負担が軽減されている

1. 現状と課題

- 補助金等調査委員会の答申(H28年11月)を受けて、廃止や見直しを進めてきた
- 新たな補助金や既存の補助金の給付増等により経常補助金(単独分)は直近5年間で約1,950万円増加となっており、更なる見直しが必要となっている

2. 目標達成に向けた取組み

- ・ 補助金の見直し方針の策定
- ・ 補助金の総点検による補助金評価シートの作成
- ・ 総点検の結果を踏まえた自主的な見直し

3. 具体的な取組み（活動指標）

R4	R5	R6		指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
チェックシート作成による総点検	・総点検を踏まえた方針策定 ・評価シート作成	評価シートの公表	→	見直しによる歳出削減額	—	50万円	50万円	500万円
財政効果額							600万円	

5. 改革による効果

- 補助金制度の公平性を高めることができる
- 財政負担の軽減につながる

◆ スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
補助金の見直し	チェックシートによる総点検	総点検を踏まえた見直し	方針策定	方針を踏まえた見直し	評価シート作成	見直しスケジュール作成	評価シート及びスケジュールを踏まえた見直し					



取組項目 (21) 遊休市有地等の有効活用

■ 令和6年度末時点でのあるべき姿

遊休市有地や施設が利活用され、地域の賑わいの形成や魅力向上につながっている

1.現状と課題

- 遊休市有地の維持には、必要最低限の管理費用(環境整備等)を負担する必要がある。そのため、行政による利活用を検討しつつ、将来的な利活用が見込めない未利用財産は、売却や貸付による有効活用を推進している
- 地域の活性化につながることが見込まれる学校跡地の利活用については、地域の実情や民間事業者のニーズを踏まえた検討が求められている

3.具体的な取組み(活動指標)

指標名/説明	R4	R5	R6
遊休市有地の新規利活用/売却/貸付	実施		
学校跡地利活用※2 (北河原小・須加小)	住民アンケート サウンディング調査 個別活用計画策定	業者選定 用途決定	利活用開始

4.成果指標

指標名/説明	R4	R5	R6
新規遊休市有地活用数 (累計)	2/36	4/36	6/36
活用用途を定めた施設数	0	2	2

5.改革による効果

- 地域における新たな拠点となることが期待できる
- 公共施設の効率的な活用により、未利用財産の維持管理費が節減される

◆スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
遊休市有地の利活用/売却/貸付	洗い出し		利活用/販売/貸付		手法の見直し		利活用/販売/貸付		手法の見直し		利活用/販売/貸付	
学校跡地利活用 (北河原小・須加小)	住民アンケート/意見交換(市民ニーズ把握)								業者選定/用途決定		利活用開始	
	サウンディング調査(民間ニーズ把握)											
	個別活用計画策定											

※1 民間事業者との意見交換等を通じ、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査。

※2 R3年度に星宮小も閉校するが、同校の跡地活用については教育研修センター及び埋蔵文化センターに転用することが決定している。

改革主管課 消防本部消防総務課

柱

IV 持続可能な財政運営の実現

改革

8 市有施設等の適正な管理・活用



取組項目 (22) 常備消防(分署)の整理統合

■ 令和6年度末時点でのあるべき姿

1本部1署2分署体制で消防業務を運用し、出動体制が強化されている

1. 現状と課題

- 現在、1本部1署3分署(北分署・西分署・南分署)体制で消防・救急業務を運用している
- 高齢化の影響による救急需要の増加及び地球温暖化の影響による自然災害が激甚化している
- 様々な消防需要に対応するため、現在の出動体制を見直す必要がある

2. 目標達成に向けた取組み

- ・南分署の廃止(本署への統合)の周知
- ・職員配置、勤務体制の見直し
- ・消防車両の配置見直し

3. 具体的な取組み(活動指標)

指標名/説明	R4	R5	R6
分署の再編	1本部1署2分署体制での試行運用	1本部1署2分署体制での運用開始	新体制継続/検証

4. 成果指標

指標名/説明	基準値	R4	R5	R6
救急救命士が2名搭乗している救急車数	1台 (R3)	2台 (試行)	3台	3台
災害出動時に消防自動車へ搭乗する人員数	3人/台 (R3)	4人/台 (試行)	4人/台	4人/台

5. 改革による効果

- 職員、車両、資機材などを集約することにより初動体制の強化が図られる
- 消防庁舎、車両、システム関係の維持管理費用の削減につながる

◆スケジュール

主な取組み	R4				R5				R6			
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
南分署の整理統合	市民への周知 職員配置見直し 車両保有台数見直し	試行	新体制開始									

改革主管課
総合政策部財産管理課
施設所管課

柱

IV 持続可能な財政運営の実現

改革

8 市有施設等の適正な管理・活用



取組項目 (23) 公共施設におけるLED化の推進

- 令和6年度末時点でのあるべき姿** 公共施設の照明を計画的にLED化することにより、電力消費量が削減され、併せてカーボンニュートラル^{※1}への取組みも推進している

1. 現状と課題

- 現在、多くの公共施設で主に蛍光灯を使用しているが、各施設の照明機器に関する情報が一元管理されていない
- 温室効果ガスを削減するため、照明機器を計画的に省力化タイプに更新する必要があるが実行できていない。そのため、「行田市公共施設LED化推進計画」の策定作業に着手している

2. 目標達成に向けた取組み

- ・各施設の情報集約
- ・切替手法（買取り、リースなど）の検討
- ・工事実施

3. 具体的な取組み（活動指標）

指標名/説明	R4	R5	R6
LED機器への切り替え ^{※2}	切替準備	工事実施	工事実施

4. 成果指標

指標名/説明	R4	R5	R6
対象施設におけるLED化完了施設の割合（累計）	—	25%	50%

5. 改革による効果

- 公共施設の効率的・効果的な維持管理につながる
- 二酸化炭素排出量の削減につながる

◆ スケジュール



※1 二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスを減らし、森林による吸収分などと相殺して実質的な排出量をゼロにすること。

※2 計画期間は、概ね10年間の2期計画とする。